

国家市場監督管理総局の規定

企業名登記管理規定の実施措置

2023年8月29日国家市場監督管理総局命令第82号により公布、2023年10月1日より施行

第一章 総則

第一条 企業名登記管理を標準化し、企業の正当な権利および利益を保護し、社会経済秩序を維持し、ビジネス環境を最適化するために、「企業名登記管理規定」「中華人民共和国市場主体の登記管理条例」およびその他の関連法律および行政法規に基づき、本措置を策定する。

第二条 本措置は、会社、非営利法人、パートナーシップ企業、個人独資企業、上記企業の関連企業、および外国企業の支店などを含む、中国国内で法に基づき登記を必要とする企業に適用される。

第三条 企業名登記管理は、法規に基づき、規範の統一、公開性・透明性、利便性・効率性の原則を遵守しなければならない。

企業名の申請および使用は、誠意および信用を持って行い、先に存在する企業名の正当な権利を尊重し、混同を避けなければならない。

第四条 国家市場監督管理総局は、全国の企業名登記管理業務を担当し、企業名の使用禁止および制限規則、類似・同一性の比較規則などの企業名登記管理の具体的な基準の制定を担当し、かつ、全国標準企業名標準化管理システムと国家市場監督管理総局の企業名申請システムの確立、管理、維持を担当する。

第五条 各省、自治区、直轄市人民政府の市場監督管理部門（以下、省級企業登記機関と総称する）は、当該行政区域内の企業名申請システムの確立、管理、維持の責任を負い、かつ、全国企業名標準化管理システムと、国家市場監督管理総局の企業名申請システムとを連携させる。

県級以上の地方企業登記局は、当該行政区域内での企業名登記管理の業務に責任を負い、企業名をめぐる紛争を処理し、企業名登記管理の秩序を標準化する。

第六条 国家市場監督管理総局は業務に応じて、質の高い企業名申請サービスを提供するために、行政区画名を含まない企業名登記の管理業務を省級の企業登記機関に委任することができる。

国家市場監督管理総局は、抜き取り検査制度を確立し、上記委任業務の監督・検査を強化する。

第二章 企業名の基準

第七条 企業名には標準漢字を使用しなければならない。

企業が企業名を外国語に翻訳して使用する必要がある場合、関連する外国語翻訳の原則に従って翻訳してそれを使用しなければならず、法律法規の規定に違反してはならない。

第八条 企業名は、通常、行政区画名、屋号、業種または事業の特徴、および組織形態から構成され、その順序で配列されなければならない。ただし、法律、行政法規および本措置に別段の定めがある場合を除く。

第九条 企業名における行政区画名は、企業の所在地における県級以上の地方行政区画の名称とする。

商慣習などの実務上の必要に応じて、企業名における行政区画名を屋号の後、組織形態の前に配置する場合は、括弧を追加しなければならない。

第十条 企業名における屋号は顕著性がなければならず、2つ以上の漢字で構成され、文字、単語、またはそれらの組み合わせでよい。

県級以上の地方行政区画の名称、業種または事業の特徴に関する用語が別の意味を持ち、かつ、一般の人々によって明確に識別でき、地名、業種または事業の特徴に特に関連するとみなされない場合、それらは、屋号または屋号の構成要素として使用できる。

自然人投資家の姓名を屋号として使用できる。

第十一条 企業名における業種または事業の特徴に関する用語は、企業の主たる業務および国民経済産業分類基準に基づいて決定されなければならない。国民経済産業分類基準に規定がない場合、表現については業種における慣習や専門文献等を参照できる。

企業が主たる業務の具体的な特徴を表すために、県級以上の地方行政区画名を、企業名における業種または事業の特徴の構成要素とする場合は、業種の慣習を参照するまたは依拠とする専門文献がなければならない。

第十二条 企業は、法に基づいてその組織構造または責任形態と一致する組織形態の用語をその名称内に表示しなければならず、一般の人々に他の組織形態と誤認されるような可能性のある語句を使用してはならない。

(一) 会社は、その名称内に「有限責任会社」、「有限会社」または「株式会社」または「合資会社」の語句を表示しなければならない。

(二) パートナシップ企業は、その名称内に「(ゼネラルパートナーシップ)」、「(スペシャル・ゼネラルパートナーシップ)」及び「(リミテッドパートナーシップ)」の語句を表示しなければならない。

(三) 個人独資企業の場合は、その名称内に「(個人独資)」の語句を表示しなければならない。

第十三条 企業の関連企業の名称の先頭には、それが属する企業の名称を配置し、その後「支社」、「分工場」、「支店」などの語句を配置し、名称内に当該関連企業の業種と所在地における行政区画名あるいは地名などを表示しているが、その業種と所在地における行政区画名等が、それが属する企業と一致する場合には、表示を省略できる。

第十四条 企業名の先頭に「中国」、「中華」、「中央」、「全国」、「国家」などの語句が置かれている場合、国家市場監督管理総局は法律法規・関連規定に従って厳しく審査し、審査意見を国務院に提出して承認を得なければならない。

企業名の中間に「中国」、「中華」、「全国」、「国家」などの語句が含まれている場合、その語句は業種を限定するものでなければならない。

第十五条 外国投資企業の名称に「(中国)」という語句が含まれる場合、その屋号は、その企業の外国人投資家の名称または屋号の翻訳内容と一致し、法律法規の規定を満たしていなければならない。

第十六条 企業名は、「企業名登記管理規定」第十一条の規定を満たすものでなければならず、以下の状況に該当するものであってはならない。

(一) 国家の重大戦略・政策に関連する文字を使用することで、一般の人々に、国家が出資したものや、政府の信用などに関連および関係するものであるかのように誤認させる。

(二) 「国家級」「最高級」「最高」等の誤解を招く文字を使用する。

(三) 同業種内で先に存在し、一定の影響力を有する他人の名称(略称、屋号等を含む)と同一または類似の文字を使用する。

(四) 非営利団体であることを明示または暗示する文字を使用する。

(五) 法律、行政法規および本措置によって禁止されているその他の状況。

第十七条 すでに登記された法人が 3 社以上の法人を支配している場合には、企業名の組織形態の前に「グループ」または「（グループ）」の語句を使用できる。

企業グループの名称は、企業グループの親会社に変更登記の手続をする際にまとめて申請する。

第十八条 企業グループの名称は、企業グループの親会社の行政区画の名称、屋号、業種または事業の特徴と一致しなければならない。

企業グループの親会社から認可を受けた子会社および持株会社は、その名称の先頭に企業グループの名称を配置できる。

企業グループの親会社は、国家企業信用情報開示システムを通じて企業グループ名とグループ構成員の情報を社会に公開しなければならない。

第十九条 すでに登記された企業法人であって、投資により 3 つ以上の省級行政区画内において、屋号がその企業の屋号と同じ会社を設立し、かつ 1 年以上事業経営を行っている場合、または法律、行政法規および国家市場監督管理総局が規定するその他の条件を満たしている場合、企業名に行政区画名を含まなくてもよい。

投資関係を除き、前項の企業名は、その企業の所在地における設区の市級行政区域内ですでに登記されている、または保存期間内にある同業種の企業名及び屋号と異ならない。

第二十条 すでに登記された企業法人であって、5 つ以上の国民経済産業のカテゴリーをまたいで包括的に事業を行っており、投資によりその企業と屋号が同じ会社を 3 社設立し、かつ 1 年以上事業経営を行っている場合、また、各会社の業種または事業の特徴がそれぞれ異なる国民経済産業のカテゴリーに属する場合、その名称には業種あるいは事業の特徴を含まなくてもよい。投資関係を除き、企業名は、同時に企業の所在地における同じ行

政区画内のすでに登記されている企業名または保存期間内にある企業名の屋号と異なっていないなければならない。

前項の企業名に行政区画名が含まれていない場合、投資関係がある場合を除いて、企業の所在地における省級行政区域内ですでに登記されているかまたは保存期間内にある企業名の屋号と異なっていないなければならない。

第三章 企業名の自主申請サービス

第二十一条 企業名は申請者が自主的に申請する。

申請者は、企業名申請システムまたは企業登記機関のサービス窓口を通じて、すべての投資家が確認した企業名、住所、投資家名称あるいは姓名などを含む関連情報と資料を提出できる。申請者は、提出する資料の信頼性、合法性、有効性について責任を負わなければならない。

企業名申請システムは、申請者から提出された企業名を自動的に照合し、企業名禁止制限規則や同一および類似の比較規則などに基づいて禁止制限についての説明やリスク警告を行う。企業名に行政区画名が含まれず、「企業名登記管理規定」第十二条に規定する状況に該当する場合、申請者は国家市場監督管理総局の企業名申請システムと企業名データベースでの検索、比較、スクリーニングを同時に行わなければならない。

第二十二条 申請者は、照会、比較、スクリーニングの結果に基づき、要件を満たす企業名を選択し、その企業名が他の企業名と類似し、他人の正当な権利および利益を侵害した場合、法に基づき法的責任を負うことを承諾する。

第二十三条 企業名を申請する場合、以下の行為があってはならない。

(一) 自分で使用する目的ではなく、悪意を持って投機的に企業名を蓄積し、資源としての名称を占有するなど、社会の公共の利益を害し、社会の公序良俗を阻害する。

(二) 虚偽の資料の提出またはその他不正な手段で企業名を自主申請する。

(三) 先に存在し、一定の影響力を持つ他人の名称（略称、屋号等を含む）と類似する企業名を故意に申請する。

(四) 法律、行政法規および本措置で禁止されている企業名を故意に申請する。

第二十四条 「企業名登記管理規定」第十七条における申請者が定めた企業名における屋号が、同業種、または業種や事業の特徴の表現を使用しない企業名における屋号と同じである状況とは、以下の場合を含む。

(一) 企業名における屋号は同じで、行政区画名、屋号、業種または事業の特徴、組織形態の並び順は異なるが、文字が同一である。

(二) 企業名における屋号が同じで、行政区画名または組織形態が異なるが、業種または事業の特徴が同一である。

(三) 企業名における屋号は同じで、業種や事業の特徴の表現が異なるが、実質的な内容が同一である。

第二十五条 企業登記機関は、企業名申請システムを通じて提出された企業名を保存し、保存期間は2ヶ月である。企業の設立で法に基づく認可を受ける必要がある場合、あるいは企業の事業範囲において登記前に認可を受けなければならない項目がある場合、保存期間は1年である。

企業登記機関は、申請に基づいて申請者に名称の保存通知を発行してもよい。

申請者は保存期間が満了する前に企業登記の手続を行わなければならない。保存期間内の企業名は事業活動に使用してはならない。

第二十六条 企業登記機関が企業登記の手続を行う際に、保存期間内の名称が企業名登記管理の関連規定を満たしていないことを発見した場合、登記を行わず、理由を書面で説明する。

第四章 企業名の使用と監督管理

第二十七条 企業名を使用する際は法律法規の規定を遵守し、模倣、混同等により先に存在する他人の正当な権利および利益を侵害してはならない。

第二十八条 会社の印鑑、銀行口座等に使用する企業名は、営業許可証の企業名と同一でなければならない。

法的文書で企業名を使用する際は、当該企業の営業許可証に記載されている企業名と同一でなければならない。

第二十九条 企業名は、法に基づき譲渡できる。企業名の譲渡人と譲受人は書面による契約を締結し、法に基づき企業登記機関に企業名の変更登記手続きを行い、企業登記機関は国家企業信用情報開示システムを通じて企業名譲渡の情報を社会に開示しなければならない。

第三十条 企業は、その名称の使用を許諾する場合、他人の正当な権利および利益を侵害してはならない。

企業名の許諾側と使用側は、それぞれ国家企業信用情報開示システムを通じて企業名の使用許諾情報を社会に開示しなければならない。

第三十一条 企業登記機関は、すでに登記された企業名が企業名登記管理の関連規定を満たしていないことを発見した場合、法に基づき速やかに修正し、企業に対して名称の変更を命じなければならない。直ちに変更しないと社会公益に重大な損害を与える、あるいは社会に悪影響を与える可能性がある企業名については、企業登記機関の主要な責任者の承認を得て、統一社会信用コードに置き換えることができる。

上位の企業登記機関は、下位の企業登記機関がすでに登記した企業名が企業名登記管理に関する関連規定を満たしていない場合、その企業名を修正できる。

他の部門または個人が、すでに登記された企業名が企業名登記管理に関する関連規定を満たしていないとみなした場合は、企業登記機関に修正を要求できる。

第三十二条 企業は、企業登記機関からの修正決定を受け取った日から 30 日以内に企業名の変更登記手続きをしなければならない。企業名を変更する前に、企業登記機関は国家企業信用情報開示システムおよび電子営業許可証の企業名を統一社会信用コードに置き換えなければならない。

企業が期限内に変更登記の手続きを完了しなかった場合は、企業登記機関はその企業を事業異常リストに入れる。変更登記の手続きの完了後、企業は法に基づき企業登記機関に事業異常リストからの削除を申請できる。

第三十三条 省級企業登記機関は、企業名登記管理業務において以下のような状況を発見した場合、すみやかに国家市場監督管理総局に報告しなければならない。国家市場監督管理総局は具体的な状況に応じて対処する。

(一) 国益、社会の公共の利益を害し、社会の公序良俗を阻害し、またはその他悪影響を与える文字が名称および屋号として申請されたことを発見し、該当する語句を企業名使用禁止・制限管理に入れる必要がある場合。

(二) 全国的に一定の影響力を有する企業名（略称、屋号等を含む）が他人に無断で使用され、一般の人々に誤解を与えていることを発見し、当該企業名を企業名使用禁止・制限管理に入れる必要がある場合。

(三) その他、「企業名登記管理規定」第十一条で規定する禁止されている状況に該当する文字が名称および屋号として申請されていることを発見し、当該語句を企業名使用禁止・制限管理に入れる必要がある場合。

(四) 全国的な統一紛争裁定基準を必要とする企業名紛争の場合。

(五) 全国的に重大な影響を与える企業名登記管理業務の場合。

(六) その他の報告すべき状況。

第五章 企業名紛争の裁定

第三十四条 企業は、他の企業名が自社の企業名の正当な権利および利益を侵害していると判断した場合、人民法院に訴訟を起こし、または侵害の疑いのある企業の登記を担当する企業登記機関に対し処分を要請できる。

第三十五条 企業登記機関は企業名紛争の裁定業務を担当し、法に基づき業務の必要に応じて条件が合う裁定人を任命し、企業名紛争の裁定を保証する。

第三十六条 企業名紛争を申請する場合は、具体的な請求、事実、理由、法的根拠および証拠を提出し、以下の資料を提出しなければならない。

(一) 企業名紛争裁定申請書。

(二) 被告人の企業名が申請者の企業名の正当な権利および利益を侵害しているという証拠。

(三) 申請者の資格証明書類は、代理人に委託する場合、委任状および被委託者の資格証明書類または自然人の身分証明書も提出しなければならない。

(四) その他企業名の紛争に関する資料。

第三十七条 企業登記機関は申請書受領日から 5 営業日以内に申請書類を審査し、申請を受理するかどうかを決定し、申請者に通知しなければならない。申請書類が要件を満たしていない場合は、訂正の内容を全て申請者に直ちに通知しなければならない。申請者は訂正通知を受領した日から 5 営業日以内に訂正を行わなければならない。

第三十八条 次のいずれかの状況の場合、企業登記機関は申請を受理せず、法に基づきその理由を説明しなければならない。

(一) 紛争が本機関の管轄範囲に属していない。

(二) 明確な紛争の事実、理由、法的根拠、証拠がない。

(三) 申請者が規定の期限内に訂正を行わなかった、または訂正を行った後も申請書類が要件を満たしていない。

(四) 人民法院が申請者の企業名紛争訴訟請求をすでに受理したか、または判決を下した。

(五) 申請者が調停により合意に達した後、同じ理由で企業名紛争の申請を提出した。

(六) 企業登記機関が申請を受理しない決定を下した後、または行政裁定を下した後、同じ申請者が同じ事実、理由、法的根拠に基づいて同じ企業名について別の紛争申請を提出した。

(七) 企業名紛争の当事者の一方または双方の登記が取り消された。

(八) 法に基づき申請を受理しないその他の状況。

第三十九条 企業登記機関は、申請受理決定日から 5 営業日以内に、申請書と関連証拠資料のコピーを答弁通知書とともに被告人に送付しなければならない。

被告人は、上記の資料を受領した日から 10 営業日以内に、答弁書および関連証拠資料を提出しなければならない。

企業登記機関は、被告人が提出した資料を受領した日から 5 営業日以内にそれを申請者に送付しなければならない。

被告人が期限内に答弁書と関連証拠資料を提出しなかった場合でも、企業登記当局の裁定は影響を受けない。

第四十条 企業登記機関は、当事者双方の同意を得て、企業名紛争を調停できる。

調停を通じて合意に達した場合、企業登記機関は調停書を作成し、関係当事者は履行しなければならない。調停が成り立たなかった場合、企業登記機関は受理日から 3 ヶ月以内に行行政裁定を下さなければならない。

第四十一条 企業登記機関が企業名紛争を審査する場合、法に基づき以下の要素を総合的に考慮しなければならない。

(一) 紛争当事者双方の企業の主たる業務。

(二) 紛争当事者双方の企業名の顕著性と独創性。

(三) 紛争当事者双方の企業名の継続使用期間および関連する社会的認知の程度。

(四) 企業名を申請する際に、紛争の両当事者が法に基づき法的責任を負うという承諾。

(五) 紛争中の企業名によって、関係する一般の人々に混同や誤認を生じさせていないか。

(六) 紛争中の企業名が他人の信用を悪用したり傷つけたりしていないか。

(七) 企業登記機関が考慮すべきと考えるその他の要素。

企業登記機関は必要に応じ、状況を把握するために関係機関や関係者を調査できる。

第四十二条 企業登記機関は審査の結果、当事者が他人の企業名の正当な権利および利益を侵害していると判断した場合、企業名紛争に関する行政裁定書を作成し、当事者双方に送達し、また権利の侵害者が紛争中の企業名の使用を停止するように命令を下さなければならない。紛争の理由が成り立たない場合は、法に基づき紛争申請を却下する。

第四十三条 企業が、その企業名の使用を停止するとの裁定を受けた場合、紛争裁定を受領した日から 30 日以内に企業名の変更登記の手続をしなければならない。企業名を変更する前に、企業登記機関は国家企業信用情報開示システムおよび電子営業許可証の企業名を統一社会信用コードに置き換えなければならない。

企業が期限内に変更登記の手続を完了しなかった場合は、企業登記機関はその企業を事業異常リストに入れる。変更登記の手続の完了後、企業は法に基づき企業登記機関に事業異常リストからの削除を申請できる。

第四十四条 紛争中の企業名の権利の決定が、人民法院で審理中または行政機関が処理中の他の事件の結果に基づかなければならない場合、審査を中止して、紛争の当事者双方に告知しなければならない。

企業名紛争の裁定期間中に、紛争中の企業名に関して訴訟が発生した場合、当事者は速やかに企業登記機関に通知しなければならない。

企業名紛争の審判期間中に、企業名紛争当事者の一方または両方が登記を取り消す場合、または法律法規で規定されたその他の事情がある場合、企業登記機関は裁定を終了するとの決定を下さなければならない。

第四十五条 紛争裁定が下される前に、申請者は企業登記機関に対し、書面にて申請の取り下げを要求するとともにその理由を説明することができる。企業登記機関は取り下げが可能であると判断した場合、紛争審査手続きを終了し、紛争の当事者双方に通知する。

第四十六条 事実が明らかで、紛争が重大でなく、事件が単純な企業名紛争であるものについては、企業登記機関は関連規定に従って略式裁定手続きを適用できる。

第四十七条 当事者は、企業名紛争に関する裁定に不服があれば、法に基づいて行政再審を申請するか、人民法院に訴訟を起こすことができる。

第六章 法的責任

第四十八条 企業名の申請に際し、本措置の第二十三条第（一）、（二）項の規定に違反した者は、企業登記機関から是正を命じられる。是正を拒否した者は、10,000元以上100,000元以下の罰金が科される。法律および行政法規に別段の規定がある場合、その規定に従う。

企業名の申請に際し、本措置の第二十三条第（三）、（四）項の規定に違反し、企業名登記管理の秩序を著しく乱し、社会に悪影響を与えた者は、企業登記機関によって 10,000 元以上 100,000 元以下の罰金が科される。

第四十九条 企業名を利用して不正競争などの行為を行った者は、関連法律および行政法規の規定に従って処分する。

本措置の規定に違反して企業名を使用することで、他人の正当な権利および利益を侵害し、期限内に法に基づき登記変更の手続を行わなかった企業は、企業登記機関が「中華人民共和国市場主体の登記管理条例」第四十六条の規定に基づき処罰する。

第五十条 企業登記機関は内部監督制度を整備し、企業名登記管理業務に従事する職員の法律法規の執行と規律の順守に対する監督を強化する。

企業名登記管理に従事する職員は、法に基づき職務を遂行し、誠実かつ自制心を持つことが求められ、関連代理業務に従事したり、規定に違反して営利活動に従事・参加してはならない。

企業登記機関が、規定を満たさない企業名を登記した場合、または規定を満たしている企業名を登記しなかった場合、直接の責を負う担当職員およびその他の直接的な責任者は、法に基づき行政処分を受ける。

第五十一条 企業名登記管理業務に従事する職員が職権を濫用し、職務を怠り、私利を目的に不正行為を行い、不当な利益を追求した場合、関係規定に従い、関連する手がかりを懲戒検査監督機関に移管して処分しなければならない。犯罪が成立した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第七章 附則

第五十二条 本措置でいう企業グループとは、その親会社、子会社、持株会社およびその他の構成単位からなる。親会社とは、法に基づき登記され、法人格を取得した持株会社である。子会社とは、親会社がすべての株式または株式による支配権を有する企業法人である。持株会社とは、親会社が株式の一部を所有するが、支配権のない企業法人である。

第五十三条 個人事業主及び農業専門協同組合の名称登記管理は、本措置を参考にして実施する。

個人事業主が名称を使用する場合には、その名称内に「（個人事業主）」という語句を表示し、その名称に含まれる行政区画名はその所在地における県級の行政区画名とし、個人事業主の所在地における郷鎮、街道あるいは行政村、社区、市場などの名称を付けることができる。

農業専門協同組合（協会）の場合は、その名称内に「専門協同組合」または「専門協同組合協会」という語句を表示しなければならない。

第五十四条 省級企業登記機関は、行政区の実情に基づき、本措置に従い、行政区画内の企業、個人事業主、農業専門協同組合に対し、違法な名称の修正、名称紛争の裁定などの名称登記管理業務の実施催促を策定できる。

第五十五条 本措置は 2023 年 10 月 1 日から施行する。2004 年 6 月 14 日旧国家工商行政管理総局令第 10 号の「企業名登記管理実施措置」、2008 年 12 月 31 日の旧国家工商行政管理総局令第 38 号で公布された「個人事業主名登記管理措置」は同時に廃止する。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgnr/fgs/art/2023/art_1e269e76abdb405ab5253b7c78e45f6a.html

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。